

魚津市告示第71号

指定管理者の指定について

魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）第4条の規定により、指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第5条第1項の規定により告示する。

令和3年3月25日

魚津市長 村椿 晃

施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地	指定の期間
魚津市立つくし学園	社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋 二丁目13番26号	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで